

改正

平成20年3月31日規則第17号

平成25年3月29日規則第27号

平成29年3月31日規則第27号

令和4年7月5日規則第38号

津市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市都市公園条例（平成18年津市条例第197号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設に関する基準)

第1条の2 条例第2条の4の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

(行為の許可等の申請)

第2条 条例第3条第1項又は第3項の規定により、同条第1項各号に掲げる行為について許可を受けようとする者は、都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、公園施設を使用しようとする者は、公園施設使用許可申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(公園施設の設置又は管理の許可等の申請)

第3条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により公園施設の設置又は管理の許可を受けようとする者は、公園施設設置（管理）許可申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、法第5条第1項の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとするときは、公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(占有の許可等の申請)

第4条 法第6条第1項の規定により都市公園の占有の許可を受けようとする者又は同条第3項の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、都市公園占有（許可事項変更）許可申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(図面)

第5条 条例第9条の規定により申請書に添付する図面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 建築物 附近見取図、配置図、平面図、立面図及び断面図

(2) 建築物以外の工作物その他の物件又は施設 附近見取図、配置図、平面図、立面図及び構造詳細図

(使用料の減免申請)

第6条 条例第13条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条から第4条までの規定による申請の際に、都市公園使用料減免申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付申請)

第7条 条例第14条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、都市公園使用料還付申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(保管工作物等一覧簿の閲覧)

第8条 条例第17条第2項の規定による閲覧は、建設部建設政策課に備え付ける保管工作物等一覧簿（第8号様式）により行うものとする。

(受領書)

第9条 条例第20条の規則で定める受領書の様式は、第9号様式のとおりとする。

(指定管理者の指定の申請)

第9条の2 条例第20条の5の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、都市公園指定管理者指定申請書（第9号様式の2）を市長に提出しなければならない。

2 条例第20条の5第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 登記事項証明書（法人に限る。）

(3) 国税及び地方税の納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(届出)

第10条 条例第21条の規定による届出は、都市公園工事完了（占用廃止・原状回復・措置完了・土地物件権利変更）届（第10号様式）によってしなければならない。

(許可書の提出部数等)

第11条 この規則の規定により提出する許可申請書の提出部数は、すべて2通とし、1通を許可書

に代え交付する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に合併前の津市都市公園条例施行規則（昭和38年津市規則第 1 号）又は久居市都市公園条例施行規則（昭和51年久居市規則第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年 3 月31日規則第17号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第27号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第27号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第1号様式から第 7 号様式まで、第 9 号様式及び第 1 0 号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 指定管理者の指定その他の必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第 1 条の 2 関係）

区分	基準
1 園路及び広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に定める構造とすること。 (1) 出入口 ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。

	イ 車止めを設ける場合において、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、120センチメートル以上とすること。 ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 オ 必要に応じて令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を設けること。 (2) 通路 ア 有効幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120センチメートル以上とすることができる。 イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 キ 歩車道がある場合は、津市道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則（平成25年津市規則第13号）別表第2の1歩道等の項に
--	--

	定める構造とすること。 ク 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。） ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 両側に高さが80センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。 エ 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 オ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 カ 側面が壁でない場合は、立ち上がり部を設けること。 キ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。 (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。 (5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊場を含む。） ア 有効幅は、120センチメートル（階段又は段を併設する場合は、90センチメートル）以上とすること。 イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 ウ 横断勾配は、設けないこと。 エ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設ける
--	--

	こと。 オ 両側に立ち上がり部を設けること。 カ 両側に高さが80センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側とすることができる。 キ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 (7) 2から7までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続すること。
2 屋根付広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合において、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。 (1) 出入口 ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (2) 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。
3 休憩所及び管理事務所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合において、当該休憩所のうち1以上は、次に定める構造とすること。 ア 出入口 (ア) 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチ

	メートル以上とすることができる。 (イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (ウ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。 a 有効幅は、80センチメートル以上とすること。 b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できること。 イ カウンターを設ける場合において、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 ウ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。 エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6(2)から(5)までに定める構造とすること。 (2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、「休憩所を設ける場合において、当該休憩所のうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
4 野外劇場及び野外音楽堂	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場を設ける場合は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、2(1)に定める構造とすること。 イ 出入口とウに規定する車いす使用者用観覧スペース及びエに規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 (ア) 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、有効幅を80センチメートル以上とすることができる。

	(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。 (エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 (カ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 (キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 ウ 収容定員が200以下の場合にあつては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合にあつては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。 エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6(2)から(6)までに定める構造とすること。 (2) 車いす使用者用観覧スペースは、次に定める構造とすること。 ア 有効幅は90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。 イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けること。 (3) (1)及び(2)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主と
--	--

	して高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
5 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車区画」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) 障害者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車のために供する区画が30台未満の場合は、次のアからエまでに定める構造）とすること。 ア 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設けること。 イ 区画の有効幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 床面は、平たんとし、水はけの良い仕上げとすること。 エ 障害者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。 オ 駐車場に接する道又は空地（以下「道等」という。）から当該駐車場に至る主な出入口付近には、障害者用駐車区画の位置を標示し、又は当該区画へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から障害者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない
6 便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 (2) 次に定める構造及び設備を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（直

	径150センチメートル以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120センチメートル以上の距離があるもの）が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり（L字型手すり又は可動式手すりとする。）、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便房（以下「多機能便房」という。）が設けられていること。 イ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。 ウ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 エ 多機能便房のある便所には、その出入口付近に当該便房が設置されていることを適切な方法で表示すること。 オ 多機能便房内の洗面器は、車いす使用者が利用できる高さ及び下部に空間を確保した構造とすること。 カ 人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）のための汚物流しを設けた洗浄設備（ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。）を設けること。 キ カに定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、オストメイトのための洗浄設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。 (3) 各便所に腰掛け便座及び手すりを設けた便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、当該便所内に(2)アからオまでに定める構造の便房を設ける場合においては、この限りでない。 (4) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式小便器、
--	---

	壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。） その他これらに類する小便器が設けられていること。 (5) (4)の規定により設けられる小便器には、手すりが両側に設けられていること。 (6) 便所には、次に定める構造及び設備を有する洗面器を1以上設けること。 ア カウンター埋込み式又は手すりを設置すること。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器については、この限りでない。 イ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他障害者、高齢者等が容易に操作できるものとし、高さにも配慮すること。
7 水飲場及び手洗場等	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、それぞれ高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。 (2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場、ベンチ又は野外卓について準用する。
8 掲示板及び標識	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に定める構造とすること。 ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。 イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする。 (2) 1から7までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合において、そのうち1以上は、(1)に定めるもののほか、次に定める構造とすること。 ア 標識を設ける位置は、1の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近とすること。 イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとする。 ウ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に利用できる構造とする。

	と。ただし、案内所、案内設備等により視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合は、この限りでない。 エ 多機能便房のある便所、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機又は障害者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。 オ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。
--	---

第 1 号様式（第 2 条関係）

都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所
申請者 団体名
氏 名（代表者） 印
電 話

都市公園内において次の行為（許可事項変更）をしたいので申請します。

都 市 公 園 の 名 称	公 園		
行 為 の 目 的			
行 為 の 内 容 許可済行為の内容			
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	許可年月日	年 月 日
行 為 の 位 置 面 積	平方メートル		
変 更 事 項			
変 更 理 由			
そ の 他 必 要 事 項			

※ 申請者（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

上記申請に対し次のとおり許可します。

使 用 料	
許 可 条 件	

年 月 日

津市長 （氏 名） 印

第 2 号様式（第 2 条関係）

公 園 施 設 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者） 印

電 話

次のとおり公園施設を使用したいので申請します。

使用する公園施設	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時間 年 月 日 時 分まで
入 場 料 等 の 徴 収 の有無	有（1 人 円） 無
設 備 の 概 要	
そ の 他 必 要 事 項	

※ 申請者（法人にあっては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

上記申請に対し次のとおり許可します。

使 用 料	
許 可 条 件	

年 月 日

津市長 （氏 名） 印

第 3 号様式（第 3 条関係）

公園施設設置（管理）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者） 印

電 話

次のとおり公園施設を設置（管理）したいので申請します。

設置（管理）しようとする公園施設	公園 修景 休養 遊戯 運動 教養 便益 管理 その他				
目 的					
期 間	年 月 日	から	年 月 日	日間	
場 所 及 び 面 積			敷地面積	平方メートル	
			施設面積	平方メートル	
構 造					
管 理 方 法					
工 事 実 施 の 方 法		工事の着手及び完了の時期	年 月 日	から	年 月 日まで
復 旧 方 法					
そ の 他 必 要 事 項					

※ 申請者（法人にあっては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

上記申請に対し次のとおり許可します。

使 用 料	
許 可 条 件	

年 月 日

津市長 （氏 名） 印

添付書類 設計書、仕様書、図面

第 4 号様式（第 3 条関係）

公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住 所
申請者 団体名
氏 名（代表者） 印
電 話

次のとおり公園施設設置（管理）許可事項を変更したいので申請します。

設置（管理）する 公園施設	公 園 修景 休養 遊戯 運動 教養 便益 管理 その他
既に受けた許可の 年月日	年 月 日
既に受けた許可事 項の概要	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	

※ 申請者（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することが
できます。

上記申請に対し次のとおり許可します。

使 用 料	
許 可 条 件	

年 月 日

津市長 （氏 名） 印

添付書類 設計書、仕様書、図面

第 5 号様式（第 4 条関係）

都市公園占用（許可事項変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住 所
申請者 団体名
氏 名（代表者） 印
電 話

次のとおり都市公園を占用（許可事項変更）したいので申請します。

占用する都市公園の名称	公 園				
設置する工作物その他の物件又は施設					
占 用 の 目 的					
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	許可年月日	年 月 日		
占用の場所及び面積	平方メートル				
占用工作物等の構造の概要					
占用工作物等の管理方法					
工 事 の 実 施 の 方 法		工事の着手及び完了の時期	年 月 日から 年 月 日まで		
都市公園の復旧方法					
変 更 事 項		変更理由			
そ の 他 必 要 事 項					

※ 申請者（法人にあつては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

上記申請に対し次のとおり許可します。

使 用 料	
許 可 条 件	

年 月 日

津市長 （氏 名） 印

第 6 号様式（第 6 条関係）

都 市 公 園 使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住 所
申請者 団体名
氏 名（代表者） 印
電 話

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用する都市公園 の名称	公 園
使 用 日 時	
使 用 目 的	
減 免 申 請 の 理 由	
使 用 料	円
減 免 の 金 額	円
備 考	

※ 申請者（法人にあっては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 7 号様式（第 7 条関係）

都市公園使用料還付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住 所
申請者 団体名
氏 名（代表者） 印
電 話

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

都市公園の名称	公 園		
許可の年月日	年 月 日		
許可内容	設置	管理	占用 行為
既納の使用料	円		
還付を請求する理由			
※納額告知書番号		※歳入科目	
※納入年月日	年 月 日		
※還付金額	円		
※還付年月日			
備 考			

- ※ 1 ※印の欄は、記入の必要がありません。
- ※ 2 申請者（法人にあっては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（第8条関係）

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿								
整 理 番 号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除 却 し た 年 月 日	保 管 を 始 め た 年 月 日	保 管 の 場 所	備 考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量					

第 9 号様式（第 9 条関係）

受 領 書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住 所
返還を受けた者 団体名
氏 名（代表者） ⓐ
電 話

次のとおり工作物等（又は現金）の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日		
返 還 を 受 け た 場 所		
返還を受けた工作物等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状 又 は 特 徴	
	数 量	
（返還を受けた金額等）		

※ 返還を受けた者（法人にあっては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 9 号様式の 2（第 9 条の 2 関係）

都市公園指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

所在地

申請者 名 称

代表者氏名



電 話

（名 称）に係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) （名 称）の管理に係る事業計画書
- (2) （名 称）の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (6) 国税及び地方税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

※ 申請者（代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 1 0 号様式（第 1 0 条関係）

都市公園工事完了（占用廃止・原状回復・措置完了・土地物件権利変更）届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 団体名

氏 名（代表者） 印

電 話

工 事 完 了
占 用 廃 止
次のとおり原 状 回 復しましたので届け出ます。
措 置 完 了
土地物件権利変更

都 市 公 園 の 名 称	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 の 区 分	施設の設置 施設の管理 占用
完了、廃止、回復 又は変更の年月日	年 月 日
届 出 の 内 容	
そ の 他 必 要 事 項	
※ 職員検収者の 職氏名及び印	

- ※ 1 ※印の欄は、記入の必要がありません。
- ※ 2 届出者（法人にあっては、代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。